

地域・職域薬剤師会会長 各位

平素より、会務運営に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

神奈川県から、新型コロナウイルス感染症に係る介護従事者への慰労金支給事業について、具体的な申請方法等につきまして発表がございました。受付期間を令和2年8月17日から令和3年2月末として申請を受け付けています。

本事業は介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対するものですが、健康保険法の保険薬局として指定された薬局は、介護保険法第71条第1項及び第115条の11の法令により、指定申請の手続きをしなくても（介護予防）居宅療養管理指導事業所としてみなし指定を受けております。（「指定を不要とする旨の申出書」の届出を行い、「みなし指定を辞退」した場合を除く）従いまして要件に当てはまる方は本事業の支給対象となります。

- 勤務日が、令和2年1月15日から6月30日までの間に延べ10日間以上
- 「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で勤務
- 対象となる方は派遣や業務委託による方も含み、1日当たりの勤務時間数や職種は問いません

また申請に関するお問合せはコールセンターが設置されております。

神奈川県新型コロナ緊急包括支援交付金（介護・障害分）コールセンター 電話 0570-077-160

詳しくは神奈川県ホームページ

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/covid19_shien.html

をご覧ください。

また本件に関しましては本会ホームページ>会員ページトップ>ニュース欄にも掲載いたしましたこと併せてご報告致します。